

○大分県補助金等交付規則

昭和 43 年 4 月 1 日
大分県規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次の各号に掲げるものをいう。

- 1 補助金
 - 2 負担金(国に納付する負担金その他知事が別に定める負担金を除く。)
 - 3 利子補給金
 - 4 その他相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 1 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
 - 2 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第 1 号の給付金の交付又は同項第 2 号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行なう者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第 3 条 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書(契約の申込みにあつては、契約に関する書類)を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 補助事業等の目的及び内容
- 3 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法及び完了の予定期日
- 4 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎

- 5 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - 1 申請者の営むおもな事業
 - 2 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 3 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 4 補助事業等の執行計画(工事の施行にあつては、設計を含む。)
 - 5 補助事業等の効果
 - 6 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 7 その他知事が必要と認める事項
- 3 知事は、その必要がないと認めるときは、第 1 項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の 1 部又は同項の書類を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第 4 条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行なう必要があるときは、補助金等の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第 5 条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 1 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 2 補助事業等を行なうため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。
 - 3 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 4 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。
- 3 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前 2 項の規定による補助金等の交付の条件が付されているときは、間接補助事業者等に対し、これを守らせるために必要な条件を付さなければならない。

(補助金等の交付決定の通知)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは1部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の1に該当する場合とする。

1 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は1部を継続する必要がなくなつた場合

2 補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 知事は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り、補助金等を交付するものとする。

1 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

2 補助事業等を行なうため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(状況報告)

第9条 知事は、別に定めるところにより、補助事業者等に対し、補助事業等の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実地調査)

第10条 知事は、必要に応じ、補助事業等の遂行状況を実地に調査することができる。

(補助事業等の遂行命令等)

第 11 条 知事は、第 9 条の規定による報告を受けた場合又は前条の規定による調査をした場合において、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者等に対し、当該補助事業等の遂行の 1 時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第 13 条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 14 条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

2 第 12 条の規定は、前項の規定による命令に従って行なう補助事業等について準用する。

(決定の取消し)

第 15 条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前 2 項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第 6 条の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第 16 条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第 1 項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第 2 項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは 1 部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 補助事業者等は、第 15 条第 1 項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その 1 部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 18 条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第 18 条の 2 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものを、知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 1 不動産
- 2 船舶
- 3 前 2 号に掲げるものの従物
- 4 立木
- 5 機械及び重要な器具で知事が定めるもの
- 6 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要と認めて定めるもの

(雑則)

第 20 条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大分県補助金等交付規則(昭和 31 年大分県規則第 59 号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に交付の決定が行なわれた補助金等又は間接補助金等については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に提出されている補助金等交付申請書は、この規則の規定により提出された補助金等交付申請書とみなす。

附 則(昭和 45 年規則第 57 号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 79 号)

この規則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

○利率等の表示の年利建て移行に関する規則(抄)

昭和 45 年 9 月 29 日

大分県規則第 57 号

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 19 条 第 1 条から第 3 条まで、第 5 条、第 7 条から第 14 条まで及び前条の規定による改正後の規則の規定に定める延納利息、延滞金、違約金、加算金、遅延賠償金その他これらに類するものの額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、閏じゅん年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。